

【1-1】 大学の教育研究上の目的 （名古屋学院大学学則第1条）

本大学は、学校教育法、および教育基本法の規定するところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶することを目的とする。